

既存工場跡地の利用及び都市計画手続きについて

(1) 既存工場跡地の利用について

- 緑地の確保
- 多目的グラウンド、広場
 - ※例（エコフェスタの会場・地元のお祭りの会場・環境学習等の会場・メンテナンスに必要なスペース・緊急時利用が可能な空地など）

(2) 都市計画手続きについて

1) 都市施設の変更

変更前：ごみ焼却場 ⇒ 変更後：ごみ焼却場・ごみ処理場

2) 用途地域の変更

変更前：準工業地域 ⇒ 変更後：工業地域

3) 準工業地域と工業地域の概要と制約

	準工業地域	工業地域
概要	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。	どんな工場でも建てられる地域です。
店舗等	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの 建てられる	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの 建てられない
ホテル 旅館	建てられる	建てられない
遊技・風俗施設	建てられる（映画館、キャバレー等）	建てられない（映画館、キャバレー等）
公共施設	建てられる（学校、病院）	建てられない（学校、病院）